

インターネットと人権について

1. インターネットによる人権侵害

インターネットは、私たちの生活を豊かにする便利な道具である反面、使い方を間違えたり、悪意をもって使うと“凶器”にもなります。たとえば、インターネットを悪用し、ブログの開設者に対する誹謗・中傷を書き込むなど、他人の人権を侵害する事件も後を絶ちません。インターネットの世界においても、画面の向こうに、自分と同様に人権のある他者の存在を意識することが大切です。

2. 今、子どもたちに起きているネットいじめ

パソコンやスマートフォンなどによる、子どもたちの間での“ネットいじめ”が問題となっています。子どもたちが、被害者にも加害者にもならないよう、大人は常にインターネットの使用状況を把握する努力をし、人権の視点から注意・指導していくことが大切です。

ネットいじめの例

- ブログや掲示板、プロフィールやSNSなどへの誹謗・中傷の書き込みや個人情報の無断掲載
- LINEなど無料通信アプリを利用しているグループ内での仲間外れ
- 第三者になりすましてのメール発信

子どもたちがよく使うインターネット

- ・ プロフ…自己紹介(プロフィール)サイト
- ・ 無料通信アプリ…LINEなど、パソコンやスマートフォンなどを使っていつでも無料で通話やメール、

チャットなどができるコミュニケーションアプリ
・ SNS…ソーシャル・ネットワーキング・サービス(Social Networking Serviceの略)、人と人との輪をつなげていくことを目的としたコミュニティ型のサービス

3. スイッチを入れる前に

インターネットの世界は公共の場です。常に、画面の向こうには人がいることを意識して使いましょう。ホームページは見ず知らずの誰もが多数閲覧します。ホームページに間違った情報や違法な情報、他人を傷つける内容を掲載してはいけません。

インターネットの利用状況はすべて記録されています。匿名であっても、法的手段をとれば、記録から追跡して加害者を特定することができます。マナーを守って正しく使うことが重要です。

他人の個人情報、文章や写真などの著作物を無断で掲載することは、プライバシーや著作権の侵害となります。

4. もしも人権侵害にあったら

ホームページや掲示板上で、プライバシーの侵害や誹謗・中傷の書き込みなどの人権侵害を受けた場合は、情報の発信者やサイト管理者、プロバイダ等に、記事を削除するよう要請できます。

サイト管理者やプロバイダ等が削除要請に応じてくれない場合や、自分で削除要請のやり方がわからない場合は、最寄りの法務局・地方法務局へ相談しましょう！

男女共同参画推進委員会
・ 公民館女性部共催事業

『腹話術ショーと講演会』

入場無料

～すべての人が輝くために～

少子高齢化による労働力減少への方策として、女性の更なる社会参画が期待される中で、子育てや介護など男女が共同して責任を果たすことや、社会全体で支えていく仕組みづくりが一層重要となってきています。それには個々の意識改革とともに体制や制度の充実も求められます。そこで、女性参画の意義について共に学習して共通認識を持ち、一人ひとりがそれぞれの立場で自主的かつ積極的に行動できるよう、男女共同参画推進委員会と公民館女性部が共催で開催します。

男女問わずどなたでも参加できますので、お気軽におでかけください。

- 日 時 平成28年1月30日(土) 午後1時30分～3時30分(受付：午後1時～)
- 会 場 老人福祉センター
- 内 容 ・ 滝沢博文さんによる腹話術ショー
・ 松岡英子さんによる講演会

【信州大学学長補佐・男女共同参画推進室長・学術研究院教授(教育学系)】

